

広島県告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を広島市役所の掲示場に掲示した。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所有者の氏名
広島市佐伯区湯来町大字多田字大畑五九八の一〇八 広島市佐伯区湯来町大字多田字大畑五九八の一〇一	神田究 堀井弘成

二 指定の目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について